

視聴覚センター教材・機材の利用案内(団体向け)

【利用できる団体】

- ・日立市内で活動する任意団体・自主グループなど。(登録が必要です。)
- ・日立市関連の公共・公益団体、学校、幼稚園・保育園・こども園など。(登録不要です。)
※日立市内の公共施設・学校などは、視聴覚センターとの共催上映会もできます。
※日立市内の学校、幼稚園・保育園・こども園などへは、教材・機材の配送・回収も行います。(原則木曜日)

ご相談ください。

【利用制限について】

次のいずれかに該当する場合は、ご利用できません。

- ・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ・使用者が営利を目的として使用するとき。
(有償(金銭徴収する)上映会、販促・宣伝、営業活動等のための利用はできません。)
- ・施設又は教材・機材を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- ・特定の政党又は特定の教派・宗派のための使用であるとき。
- ・その他管理上支障があるとき。

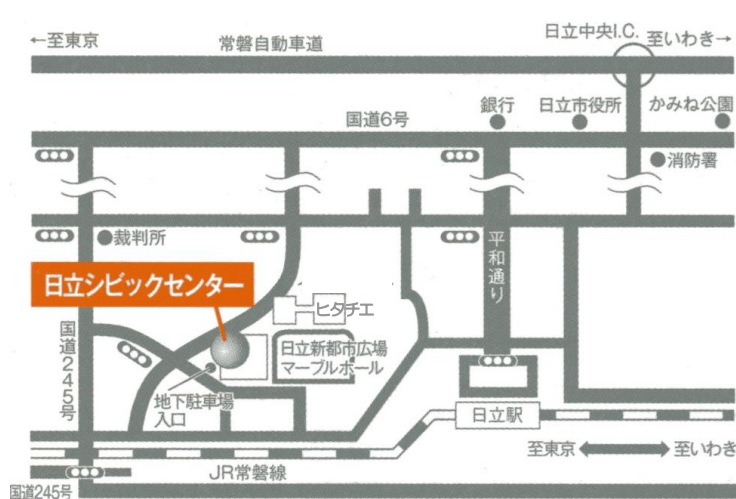
【利用申し込み】 使用する6カ月前から1週間前までにお申し込みください。

【利用数量・期間】 教材は5本まで。機材は5台まで。貸出期間は1週間(7日)以内です。

【視聴覚センター利用時間】 午前9時から午後6時まで

【休館日】 月末の月曜日(祝祭日の場合は開館)、年末年始

【交通のご案内】



(電車の場合)

JR 常磐線日立駅から徒歩約5分

(お車の場合)

常磐自動車道日立中央 IC から
約10分

住所 〒317-0073 日立市幸町1-21-1(日立シビックセンター地下1階)

電話 0294-24-5055(直通) 050-5528-4917(IP電話)

FAX 0294-24-5066

電子メール havc@city.hitachi.lg.jp

ホームページ <http://www.city.hitachi.ibaraki.jp/statics/havc/>